

## 特別養護老人ホーム「藤里」

### 法令等遵守業務管理体制整備『基本方針』

特別養護老人ホーム「藤里」は、介護事業運営の適正化を図るため法令遵守の履行を確保し、指定取り消し案などの不正行為を未然に防止し、利用者又は入所者の保護を図ります。

また、自己責任原則に基づき事業の健全性と適正性の確保を図るために、介護保険法及び施行法に基づく命令並びに社会的要請や社会通念に沿った基本方針を定めます。

1. 自己責任原則に基づき、組織形態に見合った合理的な業務管理体制を整備し、事業の健全性と適正性の確保を図ります。
2. 業務管理体制は、事業所や職員が介護保険法及び施行法、政令・省令・人員・設備及び運営基準・報酬告示の命令のほか、その他の関係法令等の消防法・労働基準法・道路交通法などに従って適正に介護サービスを提供するよう体制を整備します。
3. 法令等遵守に対する取り組みは、法令や通達を遵守するとともに、事業を実施する上で、必要な社会的要請や社会通念に沿った適応を考慮したものとします。

#### (基本方針)

法人が行う事業を適正に行うために、以下を基本方針とします。

- (1) 介護保険事業を行う際には、法令を遵守し、違法行為は行わない。
- (2) 法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備する。
- (3) 理事長の下、法令遵守責任者は適正な事業運営を行う。

#### (法令遵守責任者)

理事長の下、法令遵守を推進、管理する職員を置く。

- (1) 法令遵守責任者は、特別養護老人ホームの施設長とする。
- (2) 法令遵守責任者は、法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、職員の法令遵守意識の高揚及び法令遵守等推進のための体制及び整備その他必要な措置を講じる。

#### **（法人組織体制の整備）**

**法人の事業を推進し適正に業務を遂行するための組織体制は、別途定める。**

- （1） 法人の事業の最高責任者は、理事長とする。
- （2） 法人の各事業部門のサービス提供責任者は、課長等及び管理者並びにサービス提供管理者とする。

#### **（職員の責務）**

**職員は基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。**

- （1） 職員は、自ら専門職として職業倫理を身につけ、また、介護保険法その他関係法令を遵守し、日常の業務を遂行する。
- （2） 職員は、法令遵守の観点から疑わしい事象がある場合は、自らの上司またはサービス管理者に相談するとともに、必要に応じて法令遵守責任者に報告する。

#### **（教育及び研修）**

**法令遵守の実践が確実に行われるよう、機会あるごとに方針の徹底、周知並びに職員への意識啓発を行う。**

- （1） 法令遵守管理者は法令等遵守の必要性や重要性について、必要に応じて役職員の理解、意識啓発を図るために教育研修を企画、実施する。

平成 24 年 4 月 1 日